

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-8
処分の種類	土地・建物等の一時使用、その他物件の使用・収用			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第113条第3項			
処分の概要	知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用、武力攻撃災害を受けた現場の工作物等の除去等の措置を講ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第113条第3項 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第1項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			